

「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員」募集要項

1 趣旨

アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症等の対策に関する事項を審議する「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」について、県民の参画を進めるため公募委員を設置することとし、当該委員を募集します。

※ 「ギャンブル等」とは、法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいいます。）

2 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議の概要

(1) 審議事項

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等の対策に関する事項

(2) 委員構成

委員 24 名以内（うち公募委員 1 名）

(3) 開催回数

年 1 回程度。ただし、「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」の改定を行う年においては年 3 回程度開催する予定。

(4) 任期

委嘱の日から 3 年間

3 募集内容

(1) 募集人数

1 名

(2) 応募資格

次のアからキまでの要件を全て満たす方

ア 県内に住所地を有する方

イ 就任時点で満 18 歳以上の方

ウ アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症について関心があり、本会議において積極的に発言する意欲のある方

エ 県内で平日昼間に開催する会議に出席できる方

オ 県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない又は就任する予定のない方

カ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団員等でない方

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

(3) 応募方法

所定の応募用紙に、氏名、住所、生年月日（年齢）、性別、連絡先、職業（勤務先）、応募資格の確認、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症への関心や知識・経験、応募動機等を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から提出された応募書類の書類内容に基づき書面審査を行い決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 募集期間

令和7年5月30日（金）～令和7年6月13日（金）必着

(6) その他

ア 応募書類は委員の決定のみを目的として使用し、それ以外には使用しません。

イ 応募書類は返却しません。

ウ 会議出席に係る報酬と旅費を支給します。

4 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課精神保健担当

電 話：0857-26-7862

ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール：shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp 担当：松島